［七・八　略］

九　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等並びにマイナ救急導入促進事業に係るものを除く。）に係る場合は、法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令の通知のみに限る。）

十　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等並びにマイナ救急導入促進事業に係るものを除く。）に係る場合は、法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行一時停止命令の通知のみに限る。）

［十一　略］

十二　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等並びにマイナ救急導入促進事業に係るものを除く。）に係る場合は、法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定を除く。）

十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等並びにマイナ救急導入促進事業に係るものを除く。）に係る場合は、法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令の通知のみに限る。）

十四　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等並びにマイナ救急導入促進事業に係るものを除く。）に係る場合を除く。）

［十五　略］

［七・八　同上］

九　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものを除く。）に係る場合は、法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令の通知のみに限る。）

十　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものを除く。）に係る場合は、法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行一時停止命令の通知のみに限る。）

［十一　同上］

十二　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものを除く。）に係る場合を除く。）

十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものを除く。）に係る場合は、法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令の通知のみに限る。）

十四　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものを除く。）に係る場合を除く。）

［十五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。